

平成 25 年 1 月吉日

受益者の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「米国ハイールド債券・リートファンド(繰上償還条件付)(愛称:米ドル宣言)」  
繰上償還決定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、平成 23 年 1 月 13 日に当社が設定いたしました「米国ハイールド債券・リートファンド(繰上償還条件付)(愛称:米ドル宣言)」を繰上償還することが決定いたしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。  
今後ともお引き立て賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還日

平成 25 年 1 月 28 日(月)

なお、平成25年1月21日から繰上償還日までの間は、解約のお申し込みは受け付けません。

2. 繰上償還の理由について

平成24年12月28日の分配金込み基準価額(1万口当たり、以下同じ)が、12,017円<sup>1</sup>と設定後初めて12,000円以上となったことから、当ファンドの約款第41条第2項<sup>2</sup>に基づき繰上償還するものです。

なお、償還価額(1万口当たり、以下同じ)は繰上償還日に決定します。(償還金額につきましては、繰上償還日以降に販売会社より別途ご連絡いたします。)

詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

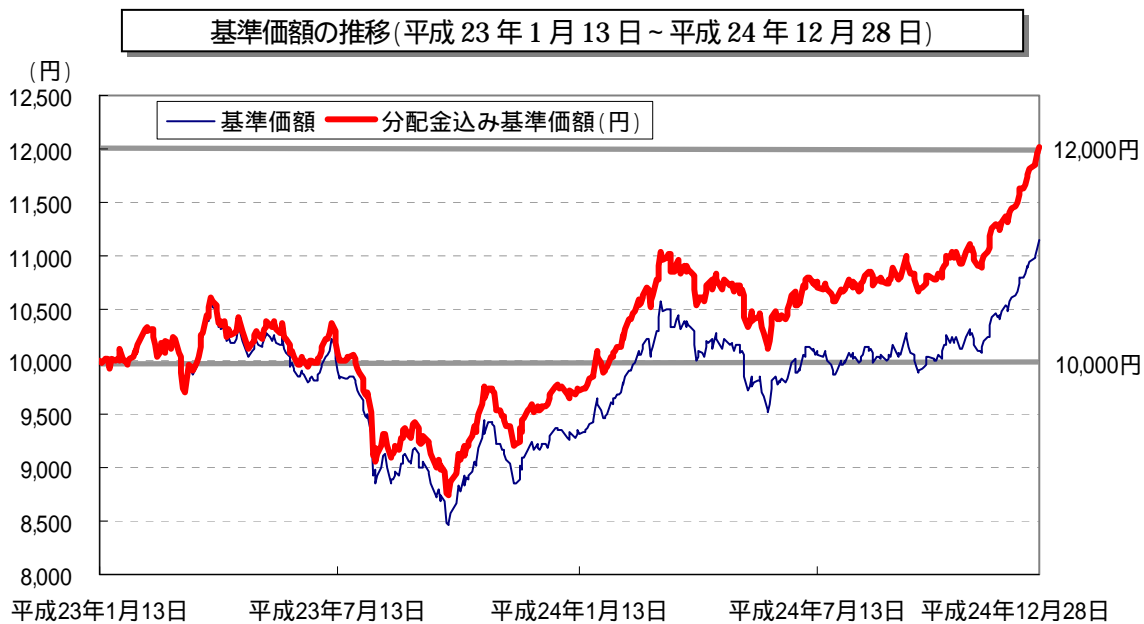
- 平成 24 年 12 月 28 日の基準価額(1 万口当たり、以下同じ)11,137 円に、設定以降の分配金(1 万口当たり・課税前、以下同じ)の累計額 880 円を加算した額です。
- 【約款第 41 条第 2 項(信託契約の解約)】  
委託者は、平成 32 年 11 月 16 日以前に、分配金込み基準価額が 12,000 円以上になった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

**[償還価額についてご留意いただきたい事項]**

- 当ファンドは、繰上償還条件(分配金込み基準価額が12,000円以上となった場合)に到達したことにより繰上償還するものですが、償還価額または分配金込み償還価額(償還価額に設定以降の分配金の累計額を加算した額)が12,000円以上となることを保証・示唆するものではありません。
- 当ファンドは、設定以降の累計で880円の分配金をお支払いしておりますので、償還価額は通常12,000円を割り込みます。
- 平成24年12月28日から安定運用へ運用方法を変更し終わるまでの間の投資対象ファンドの価格変動や為替レートの変動、信託報酬等の費用負担等により償還価額が10,000円または購入時の基準価額を割り込むことがあります。また、償還価額の水準や、購入時手数料及び租税などの影響等により、償還金と過去に得た分配金の合計額が当初の投資額を割り込むことがあります。

以上

<ご参考>



基準価額及び分配金込み基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配金込み基準価額は、支払済み分配金(課税前)を基準価額に加算して算出した値です。